

鳥取県告示第501号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、指定介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年7月10日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

開設者の名称	介護老人福祉施設の名称	介護老人福祉施設の所在地	指定年月日
社会福祉法人こうほうえん	介護老人福祉施設にしまち 幸朋苑	鳥取市西町五丁目108	平成24年7月2日